

## 電気工事店のみなさま

### 契約使用期間1ヶ月未満の臨時電灯・臨時電力の電気料金お支払い方法の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。平素は弊社事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、契約使用期間1ヶ月未満の臨時電灯・臨時電力の電気料金につきましては、申込受付の際、前払いにてお支払いいただいておりますが、燃料費調整制度により、撤去後の電気料金精算をさせていただくケースが多数発生し、ご迷惑をおかけしておりました。

このたび、条件整備が整い、契約使用期間1ヶ月未満の臨時電灯・臨時電力の電気料金支払い方法を下記のとおり見直しさせていただくことといたしましたので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申しあげます。 敬 具

### 記

#### 1. 支払方法の変更

従来、申込受付時に前払いでお支払いいただいております電気料金につきましては、通常の電気料金同様、送電後に当社からご請求させていただいた振込用紙等によりお支払いいただく方式に変更いたします（臨時工事費のお支払いにつきましては、これまで同様、原則として内線落成のご連絡をいただくまでにお支払いをお願いいたします）。

このため、お申込み時に振込用紙等の送付先をお申し出くださいますようお願いいたします。

#### 2. 実施時期

平成26年4月1日（火）申込受付分より

#### 3. その他

- 契約使用期間1ヶ月未満の場合は、引き続き、従量制の範囲のお申込みであっても未計器にて送電いたします。
- FAX・インターネット等来店いただかない申込方法の場合は、臨時工事費後払い（初回電気料金への合算）がご利用いただけます（従来、インターネット申込みは対象外でしたが、お申込みがいただくことができるようになります）。なお、臨時工事費後払いをご希望された場合は、検針日の都合により請求が1ヶ月程度遅れる場合がございます。
- 電気使用申込時にお申し出いただいた契約使用期間により、同時に撤去の受付もさせていただきます。契約使用期間の延長をご希望される場合は、必ず弊社へご連絡いただくようお願いいたします（連絡がない場合は、当初お申し出の期間により撤去させていただきます）。

以 上

平成26年2月  
東京電力株式会社